

2025年11月5日

2026年ゴルフクラブと他の用具の提出のガイドライン

I はじめに

この文書の目的は、あなたがゴルフクラブのモデルや他の用具を適合性の評価のために R&A へ提出する際に認識しておくべき、また従うべき重要な方針と手続きを規定することです。クラブのモデルとは、個々のサンプルのすべてが、様々なロフトやバウンスがあるかもしれないことを除き、外部マーキングやクラブの外観を含め、合理的な製造公差内で、同一となるようにデザインされ、製造されるものと定義されます。

クラブや他の用具のデザイン、構造、あるいは製造が、変更あるいは更新され、その新しいバージョンが提出された前のバージョンのサンプルと外観が異なる、あるいは異なる働きをするかもしれない場合には、その新しいバージョンのサンプルは異なるモデルやバージョンとして再提出されるべきです。クラブの場合、その新しいバージョンはクラブヘッドマーキングを修正することによって、そのすべての以前のバージョンと区別できなければなりません（クラブヘッドマーキングに関する下記 VII 項参照）。

以下の手順の多くについてはご承知かと思いますが、最新の申請情報について精通するためにこの文書全体を見直していただくことをお願いします。そうすることは適合性評価のために R&A に提出された用具の審査手続きが正確に、時宜に即して行われることを担保する支援となります。いくつかのゴルフクラブテストプロトコルは下記のリンク先で入手可能です。

<https://www.randa.org/manufacturers>

II 何を提出するのか

用具規則の前文では、「ゴルフをプレーするときに使う用具の適合性について疑問のあるプレーヤーは R&A や USGA に相談すべきである。用具メーカーは製造する用具のサンプルを、用具規則に適合しているかどうかの裁定のために、R&A や USGA に提出すべきである。提出されたサンプルは参考用として R&A や USGA の所有物となる。用具メーカーがサンプルを提出しない場合（あるいはサンプルを提出したが、裁定を待たずにその用具を製造および/または市場に流通させた場合）、その用具が用具規則に適合していないという裁定のリスクを負うことになる。」と規定しています。下記のリンクから R&A のウェブサイトで用具規則を閲覧することができます。

<https://www.randa.org/roe/the-rules-of-equipment>

上記の記述は、新しい用具を裁定のために R&A に提出することは強く推奨されますが、強制ではないということを意味しています。何を提出すべきかについて、製造業者への R&A からの一般的なアドバイスは下記の通りです。



- (i) エリートレベルのプレー（例えば、ローカルルールひな型 G-1 が採用されているプロフェッショナル競技やエリートレベルのアマチュア競技）で使用することが予定されているため、適合ドライバーへッドリストに掲載しなければならないすべてのドライバー（下記 VIII 項参照）。
- (ii) ローカルルールひな型 G-2 が採用されているエリートレベルのプレーで使用される可能性のある製品。このことはアイアン、ウェッジ、フェアウエイウッド、ハイブリッドクラブについて特に重要です。
- (iii) 製造業者が規則に適合しているかどうか疑問のある製品。
- (iv) 新素材および/または特異な特徴を組み込んだ、ユニークで革新的なデザイン。製造業者は不必要な負担および/または生産の遅延を避けるために、こうした製品を開発サイクルの早い段階で提出することが奨励されます。初期の提出物は図面、図表、記述などといった形でなされることもあるでしょう。
- (v) 製造業者が製品に関する広告、マーケティング、説明やその他の資料にて「ゴルフ規則に適合」と述べたいと願う製品。こうした記述は製品が正式な適合性評価過程をパスした場合にだけ認められます。

III どこへ提出するのか

R&A は全米ゴルフ協会 (USGA) と用具規則を含めたゴルフ規則を合同で統轄しています。しかしながら、各団体は適合性評価のために提出された用具に関して独立した裁定を行います。したがって、一般的なルールとして、製造業者が R&A 管轄内（つまり、アメリカ合衆国とその準州および/またはメキシコ以外）に拠点を置く場合、この文書で扱っている用具は R&A に提出されるべきです。製造業者がアメリカ合衆国とその準州および/またはメキシコに拠点を置く場合、その製品がこうした管轄外（結果として R&A 管轄内）でのみ流通することが予定されている場合を除き、製造業者はその製品を USGA に提出すべきです。

製造業者が製品に関する広告、マーケティング、説明やその他の資料にて「ゴルフ規則に適合」と述べたいと願う場合、その製品を R&A あるいは USGA に提出しなければなりません。

IV 一般的な提出手続き

ウッドとハイブリッドー各モデルの各ロフトは別の製品とみなします。その結果、特定のモデルラインアップの各ロフトのサンプルヘッドが提出されるべきです。加えて、右利き用のヘッドと左利き用のヘッドは別のモデルとみなされます。各ロフトについて完全に組み立てられたクラブとして提出する必要はありません（シャフトとグリップといった部品についての下記の提出のガイダンスを参照）。提出されるクラブが重量調節機能を有している場合、R&A はそのクラブが利用可能な最も重いウエイトと共に提出されることを要請します。



アイアンーセットとして正式な適合性の裁定を得るために、アイアンのフルセットを評価のために提出しなければなりません。ウッドやハイブリッドのように、右利き用のヘッドと左利き用のヘッドは別のモデルとみなされます。加えて、異なる仕上げを施したアイアンヘッドも異なるモデルとみなされます。

ウェッジー異なる仕上げを施して製造されたウェッジは別のモデルとみなされ、各仕上げの各ロフトは別のクラブとみなされます。サンプルが提出された場合、特定のロフトと仕上げの組み合わせに対してのみ正式な裁定が行われます。R&A は各バウンスやグラインドについての評価を求めることがありませんが、製造業者に対して、該当する場合にはバウンスやグラインドの横断面のサンプルを提出することを奨励します。しかしながら、特定のロフト/仕上げについて正式な裁定が行われた場合、その裁定はそのロフト/仕上げとすべてのバウンスの組み合わせについて適用されます。

パターー正式な裁定を得るために、組み立てられたパター（つまり、ヘッド、シャフト、グリップ）の提出が求められます。一般に、同一構造の右利き用のパターと左利き用のパターの両方を提出する必要はありません。また、R&A は標準的な長さのパター、中尺パター、長尺パターは別のモデルとみなし、別々の提出が求められます。

シャフトー特定のウッド、ハイブリッド、アイアン、ウェッジの提出物に使用される予定の特定のシャフトを以前に提出していた場合、申請書にそのシャフトについて言及し、以前の裁定番号（ES20〇〇-〇〇〇）を記すことができるでしょう。加えて、在庫品のシャフトが装着される場合、自社/製品名の固有のマーキングを入れる場合や、シャフトの適合性について不確実性があるときを除き、R&A にサンプルを送付する必要はありません。シャフトを提出する場合、評価のために各フレックスのサンプルを提出することが有効であり、組み立てられたクラブの一部として（ヘッドに装着したままで）シャフトを提出すべきではありません。

グリップー グリップは提出手続きに関してシャフトと同じように扱われます。特定のグリップを以前に提出していた場合、申請書にそのグリップについて言及し、以前の裁定番号（ES20〇〇-〇〇〇）を記すことができるでしょう。以前に提出していない場合、シャフトに装着していないグリップサンプルひとつとシャフトに装着したグリップサンプルひとつ（シャフトの長さは完全なものである必要はありませんが、グリップのチップエンドから少なくとも 2 インチは伸びているべきです）を提出してください。

他の用具ーサンプルひとつの提出が必要：ティー（異なる長さのティーは別のモデルとみなされる）、手袋、機器や他の用具。距離計測器（DMD）の提出には、その機器に内蔵されているすべての特徴についての明確な説明書（英文）を添えなければなりません。



V その他の提出の詳細

提出物は以下の宛先に送付されなければなりません。

**Submission Secretary
Equipment Standards
The R&A Store
Eden Valley Business Park
Cupar
KY15 4RB
UK**

提出物を上記以外の住所に郵送した場合、評価のための正しい場所に転送する遅延を生じさせ、それゆえ評価も遅らせる原因となることにご留意ください。

すべての提出物には必要項目を記入した申請書を添付しなければなりません。申請書は下記の URL からダウンロードできます。

<https://www.randa.org/manufacturers/submission-process/submission-resources>

英国の関税当局を安全に、迅速に通過させるために、下記の内容を送り状に記載すべきです。

- (a) 原産国 (Country of Origin) の明確な表示
- (b) クラブ/用具の送付はテスト目的のみ (For Testing Purposes Only) で、商品 (No Commercial Value) であることの表示
- (c) クラブや用具の「小売価格」ではなく、「製造原価 (factory cost price)」の申告

上記(c)について指示通りに行わない場合、サンプルを受領するために R&A が被った過度の関税や通関手数料を申請者に請求することもありますのでご注意ください。

サンプルは、「モックアップ (mock-up)」、「プロトタイプ(Prototype)」、「初回製品(first-article)」、あるいは「最終的な製品(final production)」として提出することができます（「初回製品(first article)」とは、原則的にクラブヘッドマーキングや仕上げの点で完全には完成していないこともある試作サンプル）。前述のとおり、製造業者は適合性についての非公式な見解を得るために図面、写真および/またはデザイン案を提出することができます。

最終的な製品モデルのすべての提出について審査料がかかります（下記 XI 項参照）。その他の提出物や非公式な見解を求める場合には審査料は必要ありませんが、正式な適合性の裁定は製品サンプルの提出と評価によってのみ行われます。モックアップ、プロトタイプ、初回製品、そして非公式な提出については「原則として」や非公式な裁定/見解だけが与えられます。こうした見解



には拘束力はなく、さらなる考察および/または追加的な情報を受領することによって裁定が変わることがあります。

注:用具が調節性を有するようにデザインされている場合、その調節性について申請書に明確に記述しなければならず、すべての取り替え可能な部品（例えば、交換用のウェイトネジ、ホーゼルパーツ、フェースインセットなど）と共に、調節を行うためのツール（工具）のサンプルも提出しなければなりません。クラブに取り替え可能なシャフト/ホーゼルの仕組みがある場合、シャフトなしのホーゼルパーツは提出物に含め、各ヘッドに取り付けられているようにしてください。

VI テストサービス

新製品の正式な提出をする前に、製造業者はある特徴についての特定の測定結果を得るために、自社内のテストを評価するため、場合によっては製品のばらつきを評価するために R&A のテスト施設を活用することができます。

そのような提出物について現在は無料となっています。しかしながら、テストサービスでは適合性の評価は行われず、ガイダンスだけが提供されます。

VII クラブヘッドマーキング

クラブを識別するとき、そして不適合と決定されているクラブと区別するときにクラブヘッドマーキングは重要であるので、下記のガイドラインを順守しなければなりません。

- I. ひとつのモデルやバージョンを別のものと区別するマーキングは、実際に恒久的であるべきで、容易に識別可能で言葉で説明できる文字、記号、あるいはロゴを含むべきです。ステッカーラベル上に記された情報は識別マークとはみなされません。
- II. 識別マークは明確で、一義的でなければならず、製造/市場流通の後に容易に複製されるものであってはなりません。さらに、線、パンチマーク、点、ダッシュ、および/または同様のマーキングの使用は一般に十分ではありません。
- III. クラブヘッドのマーキングの色、フォント、サイズを変更すること、あるいはヘッド本体の一部あるいは全部の色を変更することは、ひとつのモデルやバージョンを別のものとお互いに区別する方法としては認められません。しかしながら、個々のドライバーへッドにプレーヤー名やイニシャル、および/またはロゴを施してカスタマイズしたからといって、通常は評価のために提出されたクラブと異なるモデルやバージョンとなることはありません。



IV. クラブヘッドのウエイトポートの数字を変えることは、そのクラブの以前のバージョンからのマーキングの変更となるでしょう。

各クラブヘッドに施されたすべてのマーキングは左から右に読むことになり、そのことは左利き用のクラブにも適用されます。しかしながら、マーキングが記される実際の順番は以前の提出物と区別するためには十分ではありません（マーキングの表記順を変えるだけでは別のモデルとはみなされない）。

マーキングについての上記方針に従っていないクラブは評価対象として受け入れられない場合があります。同じモデルで 2 つのバージョンを製造することを望む製造業者は、金型を製作するおよび/または生産に入る前に、その識別マークが認められるものであることを確認するために R&A に連絡することを強く推奨します（equipmentstandards@randa.org）。

疑問がある場合、製造業者は識別マークをテストに提出するモデルへ施す前に、そのマーキング案を検証のために R&A に提出することが奨励されます。そうすることは不要な遅延を防ぐでしょう。

VIII 適合ドライバーヘッドリスト

製造業者がドライバーヘッド（市場に出す、および/またはエリートレベルのプレーで使用される対象のモデル）の製品モデルを評価のために R&A に提出する場合、そのサンプルがゴルフ規則に適合と裁定された場合、その詳細が適合ドライバーヘッドリストに掲載されます。

製品の詳細が時期尚早に公表される（発売日および/あるいはマーケティングキャンペーンと合致しない）ことを防ぐため、ゴルフクラブ申請書では製造業者に個々のクラブの詳細がリストに掲載される適切な日時を指定する機会を与えています。しかしながら、あるクラブが一般発売および/または市場に出す前にエリートレベル競技のプレーで使用される予定がある場合（例：プロタイプクラブ）には、製造業者はそのクラブの詳細がリストに掲載されていなければならないということを認識しておかなければなりません—リストに掲載されていない場合、プレーヤーはそのクラブを使用することができないということになります。それは、ご存じのように、ほとんどのプロツアーやエリートレベルのアマチュア競技では、プレーヤーがストロークを行なうために使うドライバーは R&A が発行した最新の適合ドライバーヘッドリストに掲載されているモデルとロフトによって識別されるクラブヘッドを有していることを求めるローカルルールひな型 G-1 を採用するからです。

このリストのために、ドライビングクラブとは主にティーイングエリアからのショットで使用するためデザインされたクラブと定義されます。その外観や表明されたデザイン意図に加え、ロ



フト、ヘッドサイズ、フェース寸法、ヘッド重量、そしてクラブの長さといったクラブデザインの特徴が考慮されます。

適合ドライバーヘッドラリストは保守され、毎週更新されます。

IX 用具データベース

製造業者が市場に出す、および/またはエリートレベルのプレーで使われる予定の製品版モデルのフェアウエイウッド、ハイブリッド、アイアン、あるいはウェッジを評価のために R&A に提出する場合、そのサンプルがゴルフ規則に適合と裁定されたとき、その詳細は R&A ウェブサイト (RandA.org) で閲覧できる用具データベースに加えられます。

製品の詳細が時期尚早に公表される（発売日および/あるいはマーケティングキャンペーンと合致しない）ことを防ぐため、ゴルフクラブ申請書では製造業者に個々のクラブの詳細がデータベースに掲載される適切な日時を指定する機会を与えています。しかしながら、製造業者はあるクラブが一般発売および/または市場に出す前にエリートレベル競技のプレー（ローカルルールひな型 G-2 が採用されている）で使用される予定がある場合（例：プロトタイプクラブ）には、トナメントオフィシャルがその情報を閲覧することができるようにしておくために、そのクラブの詳細はデータベースに掲載されることを認識しておかなければなりません。

X アイアンセット

R&A は 2010 年 1 月 1 日発効の溝とパンチマークの仕様を受けて、アイアンセットの提出物について特別なガイドラインを作成しました。

基本的に、そのガイドラインでは当初提出されたモデルのセットの中で複数のサンプルが溝幅、深さ、間隔、鋭さ、あるいは容積率（面積/ピッチ）に不適合となる場合、そのモデルの追加のセットの提出を求めることがあります。同様の方針が溝の形状（輪郭）で問題を示すアイアンにも採用されており、そうした場合、私たちは溝のデザインのコピーを要請することで調査を始めます。

付属 I にあるフローチャートは追加サンプルを要請する際のガイドラインを規定しようとしています。

追加サンプルが要請される場合、製造業者は現行の製品からさらなる代表的なサンプルを提供すべきです。こうした追加サンプルは要請された日（要請時のすべての連絡で説明されます）から 2 週間以内に提供されるべきです。追加サンプルがそうした时限内に受領されない場合、提出された当初のサンプルに基づき R&A の裁定が行われます。



XI 料金体系

ゴルフクラブや他の用具の提出物の審査費用の料金体系は下記のとおりです：

ドライバー/ウッド/ハイブリッド	各 135 ポンド
アイアン	各 135 ポンド
ウェッジ	各 135 ポンド
セット (同じモデル内で 3 つ以上のクラブ)	各 405 ポンド
パター	各 135 ポンド
グリップ	各 80 ポンド
シャフト	各 80 ポンド
その他 (ティー、手袋、シューズなど)	各 80 ポンド

英国内の申請者は提出物の総額に対する 20% の VAT (付加価値税) を加算しなければなりません。

ヨーロッパユニオン内に居住する申請者は VAT 登録番号を提供しなければなりません。ヨーロッパユニオン内に居住する申請者が VAT 番号を所有していない場合、正式な裁定のために製品を提出するのであればその旨も明示しなければならず、英国の 20% の VAT を審査料金に含めなければなりません。評価過程での遅延を防ぐために、テスト費用は R&A への提出物の処理が始まる前に全額を支払わなければなりません。R&A としては支払いを受領するまで提出物のテストを始めることはありません。頻繁に審査を利用する申請者には毎月の請求も利用できます。請求書での支払いを希望する場合は、equipmentstandards@randa.org に連絡してください。

英国の EU 罷脱についての結論が出た後で消費税の取り扱いについて明確になったならば、R&A からその情報について連絡することがあるのでご留意ください。

申請書と支払いフォームは下記の R&A ウェブサイトへのリンクからダウンロードできます。
<https://www.randa.org/manufacturers/submission-process/submission-resources>

XII 告知手続き

R&A は評価のために提出されたすべてのゴルフクラブや他の用具の適合性の決定を通知する正式な手紙を発行します。その手紙では、申請者が R&A やゴルフ規則に関して使用することができる文言を明記しています。申請者は提出をして、正式な手紙を受け取るまでは R&A および/またはゴルフ規則に対する適合性について言及することは認められません。R&A は裁定までの時間について 28 日間を目標としています。製造業者が R&A で提出物が不備なく受領されてから 28 日以内でのリスト掲載を要請する場合、R&A は提出物の審査をできるだけ早く行うようにと善処しますが、



要請されたリスト掲載日を保証することはできません。すべての提出サンプルは照会用に R&A が保持します。

注：R&A は適合裁定の整合性を担保するために、ゴルフ規則に適合するとみなされたクラブについてチェックテストを行う権限を有しています。このチェックテストは市場から調達された製品あるいはトーナメントプレーでプロフェッショナルゴルファーに提供される製品について行われることにご留意ください。しかしながら、すでにされた適合裁定は、製造業者と協議し、必要であれば R&A による十分な製品サンプルの評価を行う前に覆されることはありません（付属 II の R&A サンプリング計画をご参照ください）。

ご質問やご懸念がある場合にはどうぞご連絡ください。

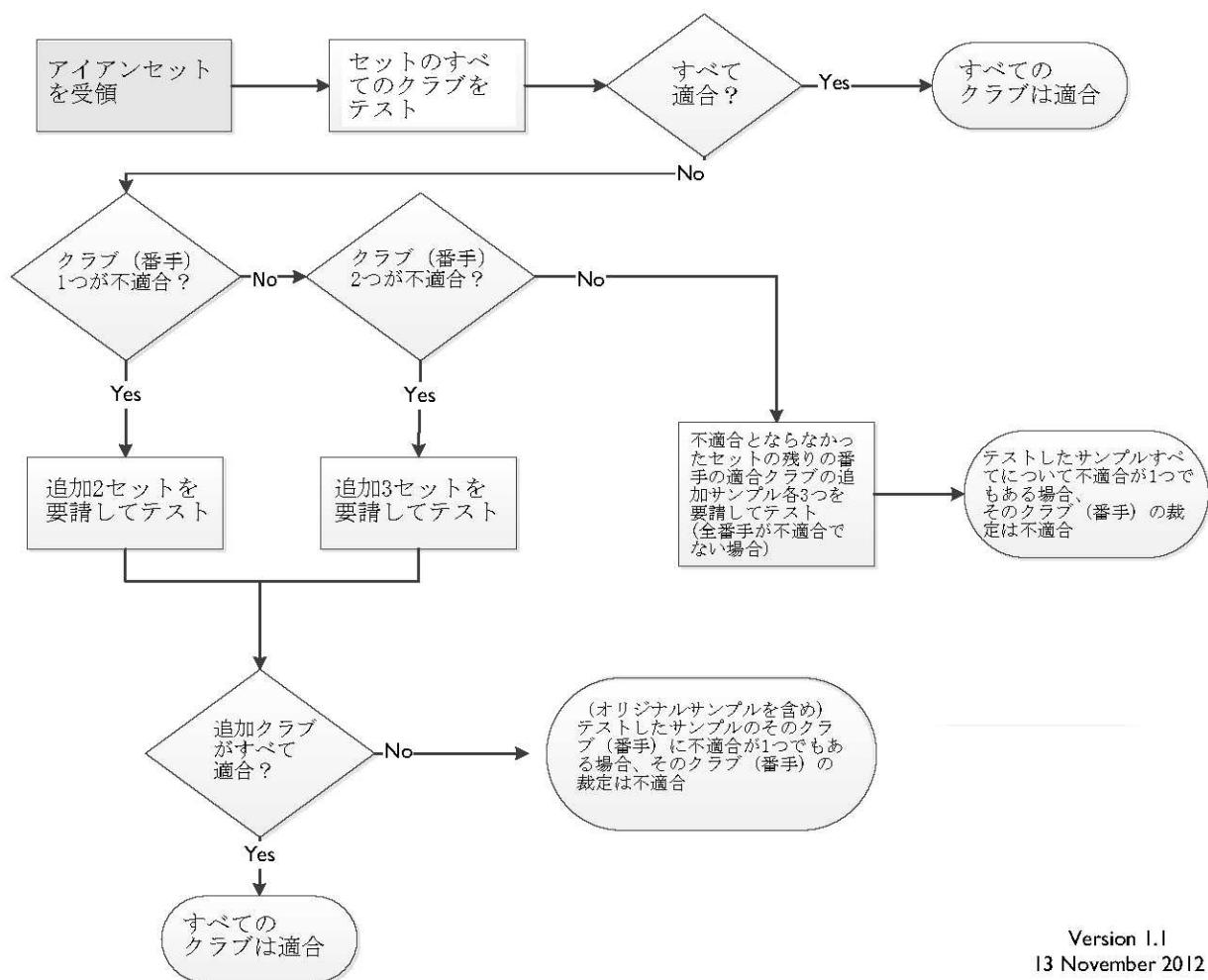
敬具

A handwritten signature in black ink that reads 'Scott'.

イアン・スコット (Ian Scott)
Assistant Director – Equipment Standards

付属 I

追加サンプルを要請する場合の取り決め—アイアンセットにだけ適用される。



Version 1.1
13 November 2012



付属 II

ゴルフクラブ市場サンプリング手続き

適合性のテスト過程の間に **R&A** に提出されたサンプル、市場からゴルフクラブに関して入手した情報、あるいはその他のソースから入手した情報に基づき、**R&A** はすでにゴルフ規則に適合とみなされたクラブのチェックテストを行うことがあります。

R&A は市場の小売店にある製品のランダムチェックテストを行う予定はないということを注記しておくことは重要です。このサンプリング手続きの目的は、すでに提出されて正式にゴルフ規則に適合と決定された市場に出ている用具の適合性を決定する必要が生じる場合に、クラブを入手する正式な過程を明らかにすることです。適合性のあらゆる側面がサンプリング手続きの対象となります。

ドライビングクラブについて、サンプリング手続きの第 2 段階が現在有効となっています。その他のすべてのクラブについて、2 つの異なる検査レベルでの 2 つの段階のサンプリング手続きが施行されます。

- 必要性が生じた場合、2015 年 1 月 1 日になるまで、小売店から（ドライビングクラブ以外の）クラブを入手するときには第 1 段階のサンプリング計画が用いられます。
- 2015 年 1 月 1 日以降、サンプリング計画の第 2 段階が用いられます。第 2 段階はより厳格なサンプリング計画なので、さらなる時間が割り当てられています。この時間は製造業者に（ドライビングクラブ以外の）クラブをデザインする際にはより大きな公差を見込み、製造過程でより厳しい点検を確立する機会を与えることになります。

クラブサンプリング手続き

すでに販売され、市場に出ているクラブのモデルの適合性について問題が生じる状況が起きた場合、**R&A** は市場からサンプルを入手し、ゴルフ規則への適合性をテストする必要性があるとみなすでしょう。こうした事態では、次の手続きに従うことになります：

- (i) **R&A** は自らが選択した小売環境からサンプルを入手し、適合性のテストを行います。
- (ii) そのクラブの適合性は下記に例証されるサンプリング計画によって決定されます。国際標準化機構（ISO）によって公表されている 2 つの異なるサンプリング計画が用いられます。
- (iii) あるクラブのモデルがこのサンプリング計画に照らして規定を越えていると **R&A** に決定された場合、下記の措置が講じられます：



- a. そのクラブの製造業者はその製品のサンプルがテストされ、不適合であると判明したことを告げられます。その製造業者は問題点を検証し、議論のためのコメントを提出する合理的な時間を与えられることになります。
- b. その製造業者が検証を終え、適切な議論が交わされた後、さらなる考慮が必要であるとする情報をその製造業者が提供する場合を除き、そのクラブについて不適合裁定が発行されます。
- c. 不適合裁定が発行される場合、R&A はその製造業者にその特定のクラブの適合性のステータスが変更されることを顧客に告げること、またそのクラブの適合バージョンを提出する機会を与えることになります。再提出には、その適合バージョンと不適合バージョンを区別するための恒久的な識別マーキングが求められます。

サンプリング計画の詳細

第 1 段階 : ISO2859-1, Table 10-E-2, Double sampling plan, AQL 10.0

- (a) 8 つのサンプルを測定する。問題のあるサンプルが 1 つであれば OK、3 つあると NG。
- (b) 最初の 8 つのサンプルについて、問題のあるサンプルが 2 つある場合、さらに 8 つのサンプルを測定する。
- (c) (16 のサンプルの内) 問題のあるサンプルが 4 つであれば OK、5 つあると NG。

第 2 段階 : ISO2859-1, Table 10-E-2, Double sampling plan, AQL 4.0

- (a) 8 つのサンプルを測定する。問題のあるサンプルがなければ OK、2 つあると NG。
- (b) 最初の 8 つのサンプルについて、問題のあるサンプルが 1 つある場合、さらに 8 つのサンプルを測定する。
- (c) (16 のサンプルの内) 問題のあるサンプルが 1 つであれば OK、2 つあると NG。

品質管理法に精通した方にとっては、これは MIL-STD 点検サンプリング計画として認識することができるでしょう。それらは現在 ISO サンプリング計画として知られています。こうしたサンプリング計画についてのさらなる情報は、国際標準化機構 (ISO) www.iso.org あるいは米国規格協会 (ANSI) <http://webstore.ansi.org> から入手できます。